

事務連絡  
令和元年10月16日

各都道府県知事  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項 殿  
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

令和元年台風第19号における被災地域の児童生徒等の私立学校に  
おける就学機会の確保等について

文部科学省においては、この度の令和元年台風第19号の発生以降、「令和元年台風第19号における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（令和元年10月14日付元文科初第896号）（別添参照）により、児童生徒等の就学機会の確保等への御協力をお願いしてきたところです。

同通知においては、被災した児童生徒等の受入れや授業料（保育料）等の取扱いについて、公立学校に準じて私立学校でもその趣旨の御周知をお願いしてきたところですが、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、令和元年台風第19号に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくよう重ねて申し上げます。また、所轄の私立学校に対し、本事務連絡の趣旨について十分御周知いただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 被災した児童生徒等の私立学校への受入れについて

被災した児童生徒等から域内の私立学校への受入れの希望があった場合には、各学校の状況に応じて、可能な限り受入れに努めることが望まれること。

また、私立学校に対して補助を行っている都道府県においては、その配分の際、被災した児童生徒等の転出入に伴う在学者数の増減と定員の関係について、弾力的に取り扱うことが望まれること。

### 2. 私立学校における授業料（保育料）等の取扱いについて

私立学校において、今回の台風により、児童生徒等の学資を負担している者が災害を受け、授業料（保育料）、入学料（入園料）、受講料、寄宿舎使用料等の納付

が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対し、配慮を行うことが望まれること。

また、都道府県においては、私立学校の行う授業料（保育料）等の減免に関し、適切な支援を行うことが望まれること。

**【別添】** 令和元年台風第19号における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）（令和元年10月14日付元文科初第896号大臣官房文教施設企画・防災部長，総合教育政策局長，初等中等教育局長，高等教育局私学部長通知）

**【本件に関する問合せ先】**

文部科学省高等教育局私学部

私学行政課 法規・企画係

電話番号：03-5253-4111（内線：2533）

E-Mail：sigakugy@mext.go.jp